



ご注意ください！ クレオソート油及びそれらで処理された 木材製品には基準があります。

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令の一部を改正する政令」及び「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が平成16年6月15日に施行されました。

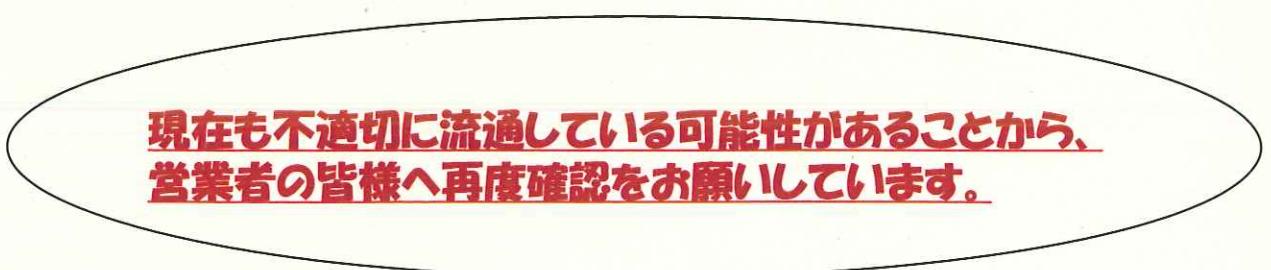
木製枕木を再利用した園芸用品などに防腐剤として使われる「クレオソート油」は、発がん性物質を含み、健康を害する恐れがあるとして、家庭用品への有害物質使用を制限する「家庭用品規制法」の対象となっています。規制値と規制対象製品は以下のとおりです。

○クレオソート油を含有する家庭用木材防腐剤及び木材防虫剤ジベンゾ [a,h] アントラセン、ベンゾ [a] アントラセン、ベンゾ [a] ピレンの含有濃度をいずれも10ppm以下とすること。

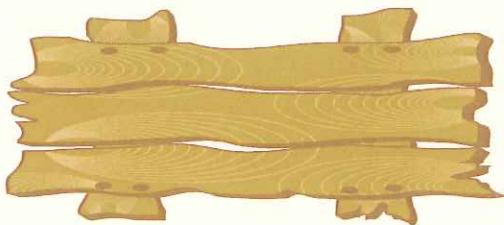
○クレオソート油及びその混合物を用いて処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材ジベンゾ [a,h] アントラセン、ベンゾ [a] アントラセン、ベンゾ [a] ピレンの含有濃度をいずれも3ppm以下とすること。

枕木、くい、さくなど、家庭用※であれば、その用途、形状にかかわらず対象となります。

※家庭用とは、枕木等販売店が家庭用品たるクレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材を一般消費者が個人で使用する目的で販売店から購入し、自分で設置、施工等行うことをさします。



現在も不適切に流通している可能性があることから、
営業者の皆様へ再度確認をお願いしています。



長野市保健所生活衛生課

TEL226-9970